

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人娘について、高齢の申立人母が視力障害で身体障害等級1級、要介護5であること及び申立人娘が介護を行っていたこと等を考慮して、精神的損害に係る慰謝料について申立人らのいずれにも月10割の増額が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下、申立人X1と申立人X2を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人らと被申立人は本件に関し、次の損害項目（次の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

損害項目：精神的損害に係る慰謝料の増額分

期 間：自平成26年7月至平成27年5月

第2 被申立人は、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、申立人X1に対し金110万円の支払義務があることを、申立人X2に対し金110万円の支払い義務があることを、それぞれ認める。

第3 支払方法（省略）

第4 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月3日

（仲介委員 笹原直和）